

# 全国厚生労働関係部局長会議資料

平成30年1月18日（木）

政策統括官（統計・情報政策担当）

# 目 次

## I .情報政策関係

- マイナンバー制度における情報連携への対応について . . . . 2

## II .統計関係

- 平成30年度政策統括官（統計・情報政策担当）  
事業計画（統計関係） . . . . . 1 2
- 平成30年度実施の主な厚生統計調査等 . . . . . 1 3
- 平成30年度実施の主な労働統計調査 . . . . . 1 5
- 調査票情報の二次利用 . . . . . 1 6

## III .その他参考資料

- 平成30年度政策統括官（統計・情報政策担当）  
歳出予算案の概要 . . . . . 1 8
- 政府統計の総合窓口（e-Stat）からの統計表データの提供 . 2 4
- 政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査 . . . . 2 5
- 統計改革の動向 . . . . . 2 6

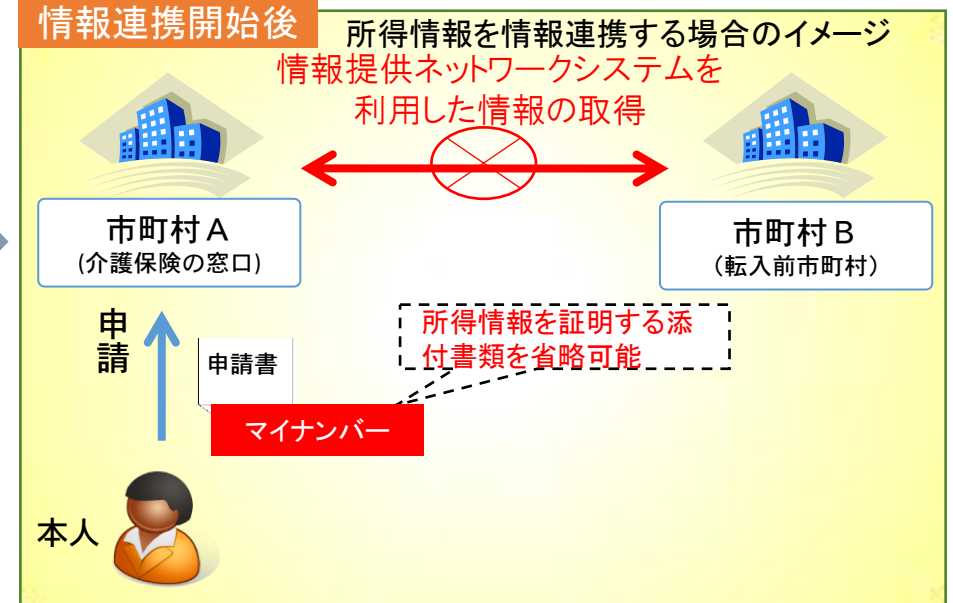
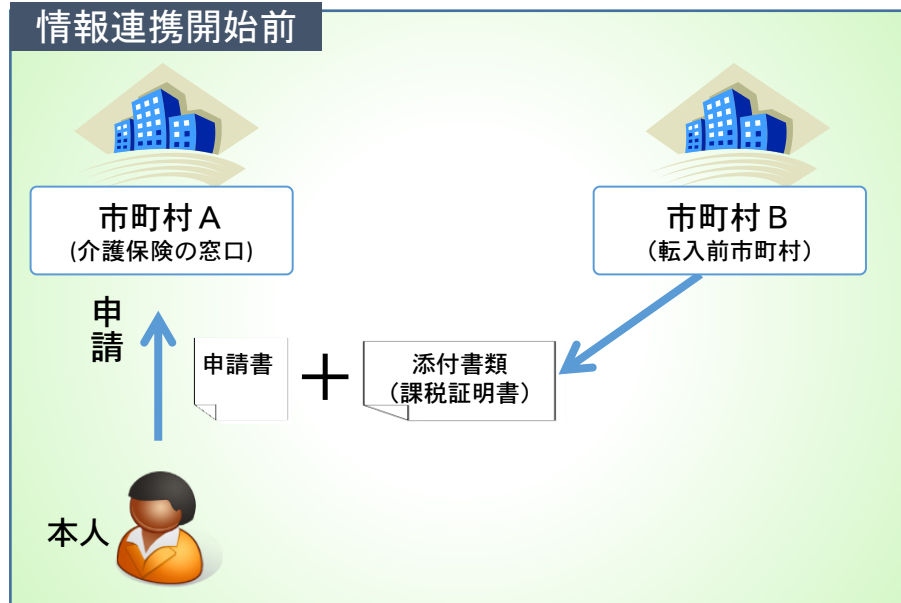
# I .情報政策關係

# マイナンバー(社会保障・税番号)制度 における情報連携への対応について

# マイナンバー制度における情報連携について

- **マイナンバー制度における情報連携とは**  
「マイナンバー法」に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等の中で個人情報のやり取りを行うこと。
- **「情報連携」により、各種手続に必要な添付書類が省略可能**  
「情報連携」の本格運用が開始された平成29年11月13日以降は、国民の皆さまが各種の手続を行う際、申請書類へマイナンバーを記入いただくことで、これまで必要だった添付書類（住民票の写し、課税証明書等）の省略が可能となります。（下図参照）

【情報連携のイメージ 例：介護保険料の減免の申請】



# マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例

〔平成29年11月13日時点〕

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書	障害児通所支援・入所支援の申請 (児童福祉法)	都道府県・市町村	住民票
		課税証明書※1			課税証明書
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	生活保護受給証明書
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	住民票※1			障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)
		生活保護受給証明書	課税証明書		
介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	住民票	被保険者証交付の申請 (介護保険法)	市町村	生活保護受給証明書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	市町村	住民票			障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)
		課税証明書	生活保護受給証明書		
		特別児童扶養手当証書	特別児童扶養手当証書		
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)	都道府県・市町村	課税証明書	保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	健康保険証※2
		生活保護受給証明書	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)		都道府県・市町村
		児童扶養手当証書		課税証明書	
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	生活保護受給証明書
		雇用保険受給資格者証			住民票
		児童扶養手当証書	課税証明書		
		特別児童扶養手当証書	生活保護受給証明書		

※1 平成30年7月以降省略可能となる見込みのもの。

※2 国共済、地共済、私学共済、一部の健康保険組合等や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引き続き健康保険証が必要になります。

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

# 情報連携の本格運用における留意点

	留意事項	具体的内容
1	<b>一部の医療保険者への照会等について</b>	<p>(1)副本登録率が不十分な21医療保険者について、本格運用を平成30年7月までの間に順次実施することとしており、それまでの間、これらの保険者への情報照会を行う事務については、引き続き添付書類の提出を求めている。</p> <p>(2)国民健康保険の資格取得届については、他の医療保険者における副本登録までのタイムラグにより、手続き時に市町村等が資格喪失情報を確認できないことから、引き続き添付書類（事業主等による「資格喪失証明書」）を求める運用とするが、添付書類の提出が困難な場合には、資格取得届に他の医療保険者における資格喪失状況を記載していただくことにより、ひとまず被保険者証を交付し、後日、情報提供ネットワークシステムで確認していただきたい。</p>
2	<b>雇用保険の給付受給者に係るハローワークへの照会について</b>	ハローワークへの情報照会で機関別符号未発行エラーが発生した場合、平成29年度中は本省へ、平成30年度からはハローワークへ基本4情報を連絡の上、副本の登録を依頼いただきたい。
3	<b>住所・氏名変更が未届である障害者手帳の所持者に対する届出の促進等について</b>	<p>障害者手帳の情報については副本登録率を向上させる必要があり、情報連携の本格運用を延期している。このため、以下の対応をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会で障害者手帳所持者の正しい情報が得られなかった場合には、情報の照会を行った行政機関等から手帳所持者に対して本人の居住地の市町村の障害福祉担当課へ問い合わせ、居住地等変更届の提出等の対応をとるよう促す。</li> <li>・上記の他、住基ネットの活用等により副本登録率の向上を図る。</li> </ul>
4	<b>情報連携項目に不足があり改善中のものについて（高額療養費の給付の受給申請等）</b>	平成30年7月に不足を解消予定。それまでの間は引き続き添付書類の提出を求めている。

※上記については、各制度所管部局より発出されている事務連絡等（6, 7ページ参照）も確認願いたい。

# 情報連携の本格運用開始に係る事務連絡等一覧

## ○健康局

- ・ 難病対策及び小児慢性特定疾病対策分野における情報連携開始に当たっての運用ルール等について（補足）（平成29年10月24日付け：衛生主管部（局）宛）
- ・ 予防接種分野における情報連携の本格運用開始に当たっての留意事項について（平成29年10月26日付け：衛生主管部（局）宛）
- ・ 本格運用開始後の医療保険者との情報連携について（平成29年10月26日付け：衛生主管部（局）宛）（予防接種）
- ・ 本格運用開始後の医療保険者との情報連携について（平成29年10月26日付け：衛生主管部（局）宛）（感染症対策）
- ・ 本格運用開始後の医療保険者との情報連携について（平成29年10月27日付け：衛生主管部（局）宛）（難病対策及び小児慢性特定疾病対策）

## ○子ども家庭局

- ・ 雇用保険受給情報（特定個人情報番号56）の副本登録のタイムラグについて（平成29年10月30日付け：児童福祉主管課宛）
- ・ 児童扶養手当関係情報に係る情報連携の本格運用開始に当たっての留意事項について（平成29年11月9日付け：児童福祉主管課宛）
- ・ 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る情報連携の本格運用の延期と運用方針等について（平成29年11月10日付け：児童福祉主管課宛）

## ○社会・援護局

- ・ 生活保護関係事務における医療保険者との情報連携について（平成29年10月25日付け：生活保護担当課宛）
- ・ 中国残留邦人等支援給付関係事務における医療保険者との情報連携について（平成29年10月26日付け：支援給付担当課宛）
- ・ 要支援者等の児童扶養手当の支給に関する情報に係る情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携における留意点について（平成29年11月6日付け：支援給付担当課宛）
- ・ 要保護者等の児童扶養手当の支給に関する情報に係る情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携における留意点について（平成29年11月9日付け：生活保護担当課宛）
- ・ 雇用保険受給情報（特定個人情報番号55,56）の副本登録のタイムラグについて（平成29年11月9日付け：生活保護担当課宛）
- ・ 雇用保険受給情報（特定個人情報番号55,56）の副本登録のタイムラグについて（平成29年11月9日付け：支援給付担当課宛）
- ・ 「被保護者であった者」の地方税関係情報照会に係る情報提供ネットワークシステムの使用について（その2）（平成29年11月9日付け：生活保護担当課宛）
- ・ 「支援給付の支給を受けていた者」の地方税関係情報照会に係る情報提供ネットワークシステムの使用について（その2）（平成29年11月9日付け：支援給付担当課宛）

## ○社会・援護局障害保健福祉部

- ・ 障害保健福祉関係事務における本格運用開始後の医療保険者との情報連携について（平成29年10月27日付け：障害保健福祉主管部（局）宛）
- ・ 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る情報連携の本格運用の延期と運用方針等について（平成29年11月6日付け：障害保健福祉主管部（局）宛）



## ○老健局

- 高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給決定手続に係る情報連携の取扱いの変更について（平成29年11月2日付け：介護保険主管部（局）宛）
- 情報連携本格運用時の住所移転後における要介護（要支援）認定申請の事務について（平成29年11月6日付け：介護保険主管部（局）宛）
- 情報提供ネットワークシステムの運用を踏まえた周知等について（平成29年11月6日付け：高齢者保健福祉・介護保険主管部（局）宛）
- 介護保険関係事務等における本格運用開始後の医療保険者との情報連携について（平成29年11月6日付け：介護保険主管部（局）宛）

## ○保険局

- 情報連携本格運用時の国民健康保険資格取得・喪失の事務について（平成29年10月12日付け：国民健康保険主管課（部）宛）（市町村国保）
- 後期高齢者医療制度の被保険者に係る資格確認、給付及び保険料賦課等関係事務における本格運用開始後の医療保険者との情報連携について（平成29年10月26日付け：後期高齢者医療主管課（部）・都道府県後期高齢者医療広域連合事務局宛）
- 国民健康保険における本格運用開始後の被用者保険者との情報連携について（平成29年10月27日付け：国民健康保険主管課（部）宛）
- 後期高齢者医療制度の被保険者に係る資格確認、給付及び保険料賦課等関係事務における本格運用開始後の医療保険者との情報連携について（補足連絡）（平成29年11月1日付け：後期高齢者医療主管課（部）・都道府県後期高齢者医療広域連合事務局宛）
- 高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給決定手続に係る情報連携の取扱いの変更について（平成29年11月2日付け：国民健康保険主管課（部）・後期高齢者医療主管課（部）等宛）
- 情報連携本格運用時の非自発的失業者に係る保険料（税）の軽減の届出の確認（特例対象被保険者の届出）の事務について（平成29年11月8日付け：国民健康保険主管課（部）宛）

※各制度所管部局から発出される事務連絡は  
デジタルPMO上に随時掲載

# データ標準レイアウト関係のスケジュール（案）

- ① データ標準レイアウト（平成30年7月施行版）
  - メジャー改版分の副本登録 : 平成30年5月～
  - 改版の施行 : 平成30年7月
- ② データ標準レイアウト（平成31年7月施行版）
  - ベータ版公開・意見募集開始 : 平成30年4月～
  - 正式版公開 : 平成30年7月

## データ標準レイアウト関係のスケジュール（案）

	平成30年												平成31年			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①平成30年7月施行版					▲ メジャー改版分 の副本登録			▲改版の施行								
②平成31年7月施行版					▲ベータ版公開 ・意見募集開始			▲公開								

スケジュールの詳細については、関係各府省と調整中。

# 日本年金機構との情報連携について

- 日本年金機構との情報連携開始については、平成30年3月以降順次実施を目標に準備を進めている。実施については一定の試行運用期間が設けられる予定。
- 情報連携の対象となる主な手続については、以下のとおり。

## (1) 地方公共団体等から日本年金機構への情報照会

### ① 原則、行政機関等間で書類を授受している手続(行政機関間手続)

各種公用照会手続において、地方公共団体等から日本年金機構への照会文書の送付や日本年金機構から地方公共団体等への回答文書の送付が不要となる。

(例)精神障害者保健福祉手帳の交付に当たり、地方公共団体から日本年金機構に障害年金の障害等級等を確認するための文書送付が不要となる。

### ② 原則、申請者へ書類の提出を求めている手続(対住民手続)

住民から地方公共団体等への各種手当等の申請時において、これまで必要とされていた年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書等)を添付することが不要となる。

(例)住民が地方公共団体の窓口で児童手当の現況届を提出するに当たり、年金加入証明書の添付が不要となる。

## (2) 日本年金機構から地方公共団体等への情報照会

日本年金機構への年金関係の届出において、これまで必要とされていた住民票の写しや課税証明書等を添付することが不要となる。

(例)年金の裁定請求に当たり、住民票の写しや課税証明書の添付が不要となる。  
国民年金保険料免除申請に当たり、課税証明書の添付が不要となる。

# マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

★:マイナンバー法の改正が必要なもの

	2015年 (H27年) (10月)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (H32年)
<b>マイナンバー</b>			<ul style="list-style-type: none"> <li>▼【2017年7月から】情報連携の試行運用開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼【2017年11月13日から】情報連携の本格運用を順次開始</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>▼【2018年1月から】預貯金口座への付番</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>【★2019年通常国会(目途)に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置</li> </ul>			
<b>マイナンバーカード</b>			<ul style="list-style-type: none"> <li>▼【2016年1月から】マイナンバーカードの交付</li> <li>▼【2016年4月から】国家公務員身分証一元化。地方公共団体・独法・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す</li> <li>▼【2016年1月以降順次】各種免許等における公的資格確認機能を持たせることを検討、旧氏併記等の券面記載事項の充実</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>▼【2017年以降】民間サービスにおける利用を推進 公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>▼【2017年9月から】マイキープラットホーム等運用開始 ・地方公共団体発行の各種カードの一元化(図書館カード等) ・自治体ポイントの管理(行政ポイント発行、民間ポイントを自治体ポイントに合算・変換)</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>【2017年度中】 医療保険のオンライン資格確認システム整備</li> </ul>			
					<ul style="list-style-type: none"> <li>【2018年度から段階的運用開始】 健康保険証としての利用</li> </ul>	
<b>マイナポータル</b>			<ul style="list-style-type: none"> <li>【2017年から順次、運用開始】</li> <li>▼【2017年1月から】マイナポータルのアカウント開設開始</li> <li>▼【2017年7月から】マイナポータルの一部サービスを開始 ・情報提供等記録、自己情報、お知らせの閲覧開始 ・子育てワンストップサービスを順次実施</li> <li>▼【2017年10月から】マイナポータルの機能改善等 ・PCログインアプリの利用開始 ・スマートフォンでの電子署名の利用開始 ・相続、介護、引越等のライフイベントに関わる手続のワンストップ化を検討</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナポータルの構築</li> </ul>			